

保護者の皆様へ

# タブレット型パソコン 持ち帰りリーフレット



鶴岡市教育委員会

国の施策「GIGA スクール構想」により、児童生徒一人ひとりに鶴岡市からタブレット型パソコンが貸与されています。日々、子ども達は目を輝かせながら端末を使用し、学びを進めております。

家庭での使用の確認のため「タブレット型パソコン持ち帰りリーフレット」を作成しました。ご一読いただき、ご活用くださいますようお願いいたします。

「GIGA スクール構想」は、

**令和時代の「学び」のスタンダード**

**タブレット型パソコンを、鉛筆やノートと並ぶ**

**「新しい文房具」= 新たな学びの環境として日常的に活用させたい**

というねらいのもとにスタートしました。学校のみならず家庭においても、子ども達一人ひとりの学びに寄り添い、新たな時代に必要となる資質・能力を身に付けるための手段の一つとして、タブレット型パソコンが大いに活かされることを期待しております。

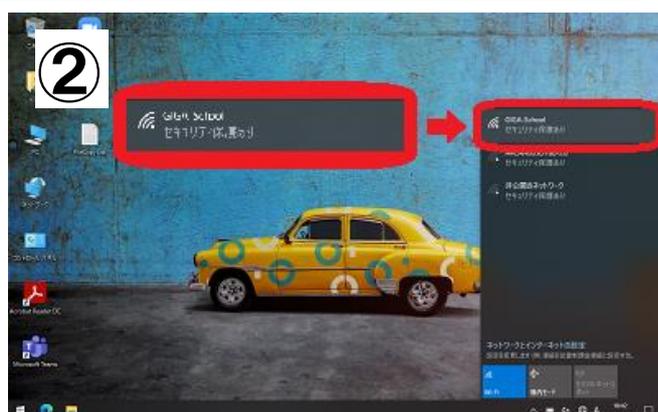
## 家庭で使う前に…インターネット(Wi-Fi)への接続方法

タブレット型パソコンの多くの機能を使うためには、インターネットへの接続が必要となります。

今や、インターネット環境は、電気・水道等と並ぶ重要なライフラインとなっております。  
今後、学びにおいても大いに活用が見込まれるため、**各家庭においてインターネット(Wi-Fi)環境の構築を進めていただきますようご協力をお願いいたします。**



① 欄外右下の「地球儀マーク」をクリックする。



② 自宅等のWi-Fiの「SSID名」をクリックする。



③「接続マーク」をクリックする。



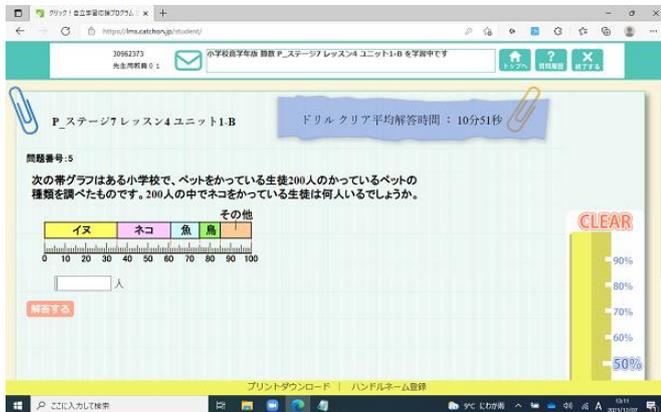
④「パスワード」を入力し「次へ」をクリックする。



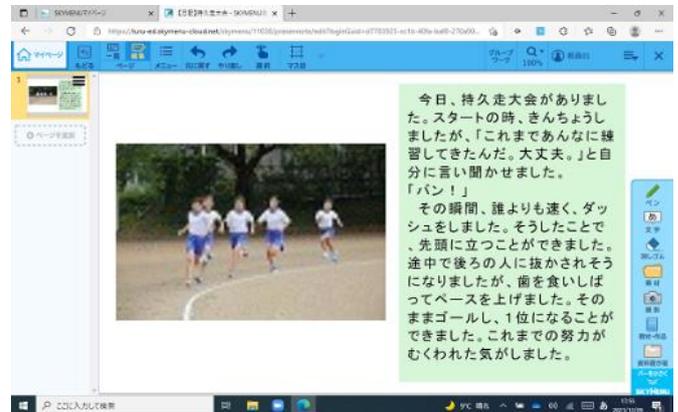
⑤「接続済み」や「電波マーク」が表記されればOK



## 家庭での活用事例



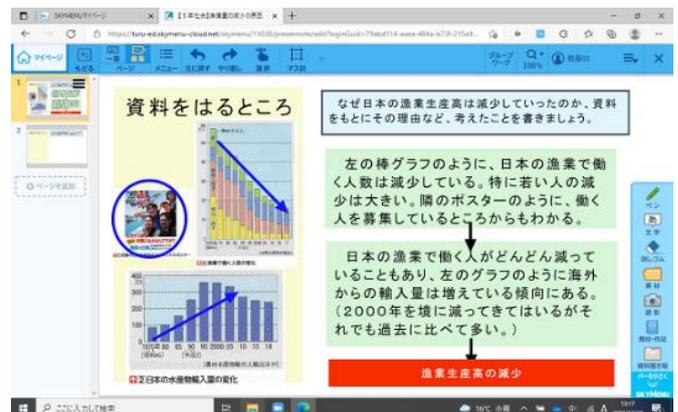
【ドリル】デジタルドリルやAIドリルの活用



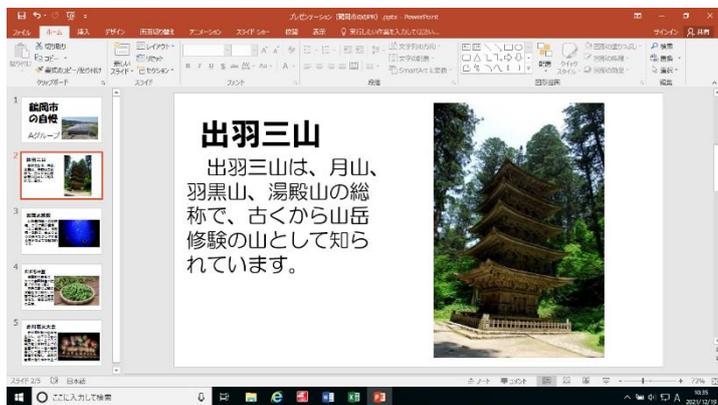
【日記・新聞】写真と文を組み合わせる作品作り



【プログラミング】ブロックを組み合わせるキャラを動かす



【問題解決・探究】資料を根拠に自分の考えをまとめる



【プレゼンテーション】伝える目的や相手を考えながら制作 【オンライン学習】Teams や Zoom を使用して

## 家庭での使用に際しての確認事項

### タブレット型パソコンは貸与

お子さんが使うタブレット型パソコンは自分専用ですが、「自分のもの」ではなく、「**鶴岡市から借りているもの**」です。中学3年生まで同じ端末を使用し、卒業時または鶴岡市外の学校に転出するときには返却となります。返却した端末は、次の小学1年生が使いますので、大事に使うようにお声がけください。



### インターネットに接続を

お子さんが使っているタブレット型パソコンの機能の多くは、インターネットに接続することで使えるようになります。**ご家庭のインターネット(Wi-Fi)に接続して使用**します。



### インターネット環境の構築支援

【機器】モバイル Wi-Fi ルータ

⇒インターネット環境のないご家庭に貸し出し  
※通信費（SIM カード）の契約は各家庭対応  
詳細は各校にお問い合わせください。

### 使用の目的は学習のみ

タブレット型パソコンは**学習活動のため**に使用します。学習以外のことには使わないように、子ども達と約束をしています。**学校から配布された「タブレット型パソコン活用のルール」**も併せてご確認ください。



### 家庭でも充電を

持ち帰りが多くなってきた場合は、電気を供給するアダプタも貸し出し、ご家庭に置いておくこととなります。



その際、家庭に持ち帰って使用した場合は、**使用後に十分に充電**し、翌日の学校での使用に支障がないようにしてください。

### 設定変更はできません

タブレット型パソコンには**端末管理ソフト**が附属されており、自由に設定を変更したり、勝手にソフト・アプリをインストールしたりすることができないようになっております。



### フィルタリングも機能している

タブレット型パソコンには**フィルタリング機能付きウイルス対策ソフト**が附属されているため、有害なサイト等は閲覧できなくなっております。万が一、ウイルスに感染しても駆除してくれるので安心です。



## 使用状況の把握について

タブレット型パソコンの一人ひとりの使用状況は、管理をする教育委員会である程度把握することができます。気になる使い方についてはチェックし、指導に活かしています。



**お子さんが家庭で使い始めて、心配なことがございましたら、学校にご相談ください。**

## 破損・紛失した場合は

万が一、タブレット型パソコン及び付属品を破損させてしまった場合は、**速やかに学校にお申し出ください**。通常使用中での故障につきましては、修理対応費用を市が負担いたしますが、**故意に破損させたり、紛失してしまったりした場合は、修理費用や代替機購入費用を弁償していただくこととなります。**



## お子さんの使用に関心を

保護者の方がタブレット型パソコンの使い方を教える必要はありません。子ども達が、学校で日常的に使って、使い方を身に付けてから、持ち帰ることを考えております。



ただ、直感的に使える機能も多いので、気張らず、構えずに、**親子をつなぐ1つのツール**として考えていただければと思います。「今、どんな学習をしているの?」「お母さんにも使い方を教えて!」など、時にはお子さんから教えてもらうのもよいかもしれません。

## 合意できるルールの共有を

ICT 機器があふれている現在、タブレット型パソコンを使わせないのではなく**どう使うか(上手な付き合い方)を学ぶチャンス**ととらえています。姿勢(目と対象の距離)や寝る直前の使用等、これまでのルール(テレビ・ゲーム・読書)と併せて総合的に考え、**お子さんと合意できるルール**を策定し、共有していくことが大切です。ぜひ、親子で**何のためのルールなのか**を考え、守られるルールから始めてみましょう。



**「メディアと上手に付き合いおう!〇〇家のルール(例)」(別紙)を参考してください。**

【監修・お問い合わせ】鶴岡市教育委員会 学校教育課 指導係

〒997-0346 山形県鶴岡市上山添字文栄100番地 ☎0235(57)4864